

二次募集



補助限度額

50万円

補助率

1/2

下関市ワーケーション 受入環境整備事業費補助金

下関市では、本市の観光資源を生かしたワーケーションを推進するため、滞在型旅行に係る宿泊プランの造成に取り組む市内の宿泊事業者に対して、ワーケーション受入環境整備に要する費用の一部を補助します。

対象者

- ① 市内で宿泊施設（ただし、国及び地方公共団体が管理又は運営する施設は除く）を運営している者
- ② 市税を滞納していない者
- ③ 下関市暴力団条例（平成23年第42号）第2条第1項に規定する暴力団、若しくは同条第2項に規定する暴力団等ではない者

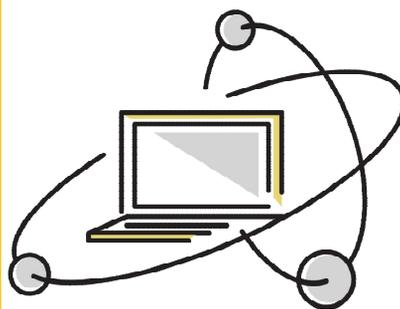
対象経費

令和6年2月29日までに完了する以下の事業にかかる経費

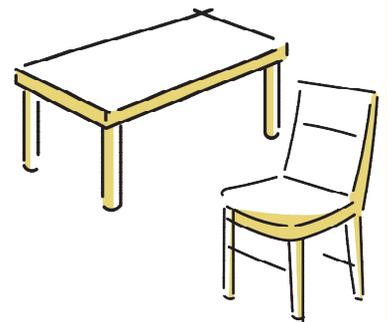
ワーキングスペース
改装に要する経費



Wi-Fi環境等の
整備に要する経費
(ランニング費用は除く)



ワーキングスペース
への必要備品購入経費



補助金交付の流れ

① 申請書等の書類の提出

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 補助対象経費一覧
金額の根拠となる見積書やカタログ
- ④ 市税を滞納していないことを証明する書類
- ⑤ 旅館業法に基づき許可を受けたことを証明する書類

② 交付決定

③ 工事等の実施、備品の購入

④ 実績報告書等の書類の提出

- ① 実績報告書
- ② 事業報告書
- ③ 補助対象経費（実績）一覧
- ④ 事業を実施したことが分かる書類

⑤ 補助金額確定

⑥ 補助金交付

① 交付請求書



申請方法

最後のチャンス!

申請期間 令和5年10月16日（月）～12月15日（金）17時必着

受付時間 9時～17時（土、日、祝日除く）

提出方法 メール、郵便、持参



問合せ先 提出先

〒750-8521 下関市南部町1番1号

下関市 観光スポーツ文化部 観光政策課

TEL：083-231-1350

Mail：sgkanko@city.shimonoseki.yamaguchi.jp



詳細はこちら▲